

# みどり市政治倫理審査会 ～審査結果報告～

みどり市議会議員政治倫理条例に基づき、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について審査をするため設置された審査会は、令和4年12月22日に審査を終えましたので、結果の概要を公表します。

## 政治倫理審査会とは

市民等は、市議会議員がみどり市議会議員政治倫理条例で定める政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは議長に対して審査の請求をすることができる。

政治倫理審査会は、議長の求めに応じて請求のあった事案を調査、審査し、その結果を議長に報告する。

## 設置根拠

みどり市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき設置

## 設置期間

令和4年10月21日から令和4年12月22日まで

## 政治倫理審査会委員（委員数7人）

◎委員長 宮崎 武      ○副委員長 杉山英行      委員 阿左美 守  
委員 椎名祐司      委員 武井俊一      委員 松井 篤      委員 高草木弘子

## 審査の経過（対象議員：大澤映男議員）

【審査の経過（概要）】

- 〔第1回〕 1 委嘱状の交付      2 正副委員長の選出
- 〔第2回〕 1 審査請求書の内容確認      2 今後の審査の進め方の確認
- 〔第3回〕 1 対象議員の弁明      2 審査請求者への事情聴取
- 〔第4回〕 1 学識経験者からの意見聴取
- 〔第5回〕 1 これまでの会議内容を踏まえた意見集約
- 〔第6回〕 1 これまでの会議内容を踏まえた意見集約
- 〔第7回〕 1 審査結果報告書の内容確認及び議長への提出



## 審査結果

本審査請求については、審査を打ち切ることと決定した。そのため、審査会として、政治倫理基準違反の存否は表明しない。

〔理由〕

本審査会は、条例第7条の規定に基づき、議長から付託を受け、審査請求に対する審査を行ってきた。

しかしながら、令和4年みどり市議会第4回定例会において、審査請求と趣旨を同じくする内容の対象議員に対する辞職勧告決議案が提出され、採決の結果、挙手少数により、本決議案は否決された。

このことにより、以下のとおり、本審査請求における審査を打ち切ることと決定した。

- （1）本審査会において審査を進めている中で、本会議で審査請求と同趣旨の決議案が否決されたことにより、実質的に本審査会が審査を付託された件については結論が出されたものと考えられ、本審査会の今後の審査の意義がなくなり、議長に対して、政治倫理基準違反の存否を決定する審査結果を報告する意義もなくなったものと考えられるため。
- （2）本会議での決議案の提出、審議結果により、公平公正な視点で審査を行うという審査会本来の役割を果たせなくなってしまったため。
- （3）本会議に提出された決議案に関し、本審査会の委員が、提出者及び賛成者となることは、審査会の位置づけや立場を無視した本末転倒な事態であり、同じく委員が、本会議で討論等において賛否を表明されたことにより、継続中である審査会の中で、公平公正な審査ができなくなるおそれがあるため。



詳細はみどり市HPへ↑